

令和 4 年度の授業料減免措置について Q&A

2022.03.18

Q1

令和 4 年度の授業料を全額減免にするという内容の通知がありましたが、このことについて何か申請をしておく必要はないのでしょうか。

A1

採用通知に同封されていた令和 4 年度の授業料減免措置については特に手続きの必要はありません。

Q2

令和 4 年度の授業料を全額減免にするという内容の通知がありましたが、大学の授業料減免制度 (<https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/2022/02/post-686.html>) などに申請をしておく必要はないのでしょうか。

A2

令和 4 年度の授業料を全額減免にするという内容の通知が届く以前から、通常の授業料免除 (<https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/2022/02/post-686.html>) の申請を予定していたのであれば、こちらには申請をしてください。

Q3

北海道大学独自の授業料減免のため、申請書類を提出しました。
(<https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/2022/02/post-686.html>) 申請は取り下げた方がよろしいでしょうか。

A3

令和 4 年度の授業料を全額減免にするという内容の通知が届く以前から、通常の授業料免除（北海道大学独自の授業料減免）の申請を予定していた方は、そちらには申請をしていただくことになっておりますので、取り下げず、そのまま結構です。

Q4

令和4年度中にフェローシップの受給を辞退した場合、授業料が発生する旨記載があります。例えば、令和4年度に日本学術振興会特別研究員 DC1 への内定を取り、令和4年度末に本フェローシップの受給を辞退して、DC1 に正式採用された場合は、令和4年度分の授業料を全額遡って返還しなければならないのでしょうか。

A4

令和4年度に日本学術振興会特別研究員 DC1 の内定をもらい、令和5年度から特別研究員になるのであれば、授業料を全額遡って返還する必要はありません。